

そのBGM、著作権手続きされていますか？

著作権を侵害した場合、
懲役3年以下または罰金300万円以下（法人は1億円以下）の
罰則規定があります。

Youtube、Spotify、Apple Music、
Amazon Musicなどの音楽サブスクは、
すべて商用利用できません。

タブレットなどに保存した音楽、
録音された音楽も同様です。

店舗・オフィスなどの営業施設で
それらの音楽を流した場合には、
著作権侵害行為に当たります。



著作権法上、手続きなく自由に使えるケースとして、代表的なものは次の3つです。

- (1) 私的使用のための複製（複製物を家庭内に限定して利用する場合）
- (2) 学校など教育機関での複製（学校の授業のために先生と生徒が行う複製）
- (3) 営利を目的としない演奏など（非営利の3要件を全てみたく演奏・上映・上演）



BGMを流すという行為には、必ず著作権使用料が発生します。

市販CDなど、著作権・著作隣接権の手続きが済んだ音源（JASRACロゴの記載のあるもの）を用意したうえで、その音源をBGM利用することについて、JASRAC（一般社団法人日本音楽著作権協会）に対して手続きを行ない、所定の使用料の支払いが必要です。



BGMに音楽サブスクや、録音音源は使用できません。

市販・レンタルCDや音楽配信サービスから購入した楽曲を、パソコンやスマートフォンに複製して、個人的な利用を越えてBGMを流す場合は、著作権者や著作隣接権者（レコード会社等）の利用許諾が必要となります。
店舗やオフィス用BGMとしての無断利用は著作権侵害にあたり、法律で禁止されています。



店舗・オフィスでも、著作権に関する手続きをしなくて良い方法。

BGM放送事業者や、衛星による配信事業者、BGM用録音物貸出事業者が、利用者に代わり著作権の手続きをしている場合は、BGMの利用者が個別に手続きをする必要はありません。FaRao PROをはじめとする「業務用BGMサービス」では、利用者に代わり著作権使用料を支払っていますので、著作権に関する手続きは必要ありません。
また、業務用BGMサービスをご契約いただくことで、同じエリアに限り、市販のCDを流すことも可能となります。